

船舶インシデント調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和元年8月19日 07時41分ごろ
発生場所	秋田県能代市能代港西方沖 能代港外港南防波堤灯台から真方位268° 2.8海里付近 (概位 北緯40° 12.0′ 東経139° 55.0′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{てっしん} 哲人28号は、航行中、プロペラが回転しなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年8月21日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 哲人28号、0.3トン 281-40268秋田、個人所有 ガソリン機関（船外機）、出力11kW、回転数毎分5,700
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場を移動する目的で航行中、船外機の機関音が突然大きくなり、速力が低下したので、船長が、船外機を一旦中立運転とし、クラッチを前後進に入れてみたが、プロペラが回転せず、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が、海上保安庁に救助要請し、来援した遊漁船により能代港にえい航された。</p> <p>機関修理業者は、船外機等を点検した結果、‘プロペラ軸とプロペラを接続するプロペラと一体となったゴム製のブッシュ’（以下「本件ブッシュ」という。）が経年使用で摩耗してプロペラ軸との隙間が過大となり、同軸が本件ブッシュ内で滑っていることを認めたので、プロペラの新替えを行った。</p> <p>本船は、平成17年3月に進水し、船長が平成28年5月ごろ中古で購入した。</p>
分析	本船は、釣り場を移動する目的で航行中、経年使用されていた本件ブッシュの摩耗が進行してプロペラ軸との隙間が過大となったことから、同軸が本件ブッシュ内で滑ってプロペラが回転しなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が釣り場を移動する目的で航行中、経年使用されていた本件ブッシュの摩耗が進行してプロペラ軸との隙間が過

	<p>大となったため、同軸が本件ブッシュ内で滑ってプロペラが回転しなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船外機等の点検は、本件ブッシュを含めた確認を定期的に行うこと。